

ヨメテル地域登録利用手続き (電話リレーサービスと番号を共有する場合)

1.電話リレーサービス 地域登録済みの方

ヨメテルの地域登録を申し込む前に、ヨメテルのアプリから新規登録(個人登録)の手続き及び共通番号の申込を行ってください。

※新規登録の手続きの中で番号共有の設定が可能です

1.電話リレーサービス 個人登録済みの方

1.電話リレーサービス ヨメテルともに未登録の方

- ①地域登録を申し込む前に、ヨメテルのアプリから新規登録(個人登録)の手続きを行ってください。
- ②ヨメテルの個人登録完了後、電話リレーサービスのアプリから新規登録(個人登録)の手続き及び共通番号の申込を行ってください。

2.ヨメテルの地域登録 申請書提出

2.ヨメテル及び電話リレーサービスの 地域登録申請書提出

- 利用申請書は、下記提出先に郵送、メール、ファクシミリ又は持参してください。
- 利用申請書には、添付資料が必要です。

3. 提出された申請書を、県が取りまとめ 日本財団電話リレーサービスに提出(毎月20日に提出)

※ 皆さまから、提出された利用申請書を県がとりまとめ、毎月20日に日本財団電話リレーサービスに提出します。(20日が休日の場合、その直近の平日に提出)

※ 20日以降に提出された場合、翌々月からの利用開始となります。

※ 既に個人登録をされている方は、別途日本財団電話リレーサービスから連絡がありますので、対応をお願いします。(県に申請することも可能です。)

4. 利用開始

※ 提出された利用申請書を、日本財団電話リレーサービスが審査し、利用が適当と認められた方に対し、利用開始の連絡を郵送、もしくはメール・アプリ通知等で行います。最短で、申込書提出の翌月から地域登録として利用可能です。

※ 地域登録に係る利用料は発生しないため、請求書が利用者本人に送付されることはありません。

※ ただし、地域登録利用前に、既に個人登録として利用されている方については、地域登録へ切り替わるまでの間、利用料の請求があります。(この請求については、ご利用者様の負担となります。)

5. 登録事項変更の届出

※ お住まいの住所等が変更となった場合は、登録事項変更届出書の提出が必要になります。

※ 鳥取県外に住所地が移転した場合には、地域登録制度が利用できなくなり、ご利用者様が利用料を負担する必要がありますので、注意してください。

申込書提出・問い合わせ先 福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 情報アクセス担当
鳥取県鳥取市東町一丁目220
ファクシミリ:0857-26-8136 電話:0857-26-7201
メール: shougai-fukushi@pref.tottori.jp